

(資料1)

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）に盛り込むべき事項（案）の項目

- 1 行政機関
- 2 特定秘密の指定
 - (1) 指定に伴う措置
 - (2) 指定の有効期間の満了に伴う措置
 - (3) 指定の有効期間の延長に伴う措置
 - (4) 指定の解除に伴う措置
 - (5) 特定秘密の保護措置
- 3 特定秘密の提供
- 4 特定秘密の取扱者の制限
- 5 適性評価
- 6 その他